

《農業者の皆様へ》

市内農業者物価高騰等対応支援事業のお知らせ

コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受けながらも、農業を継続している市内農業者の方の経費負担軽減を目的に、肥料・資材等購入費、農業用施設燃料費の高騰により増額した部分に対する支援策として、市内農業者物価高騰等対応支援金を給付します。

【対象者】 市内に居住している農業を営む方で、8月1日現在に、次のいずれかの要件を満たしている方が対象となります。

- (1) 市内に経営耕地を所有し、その面積が10a以上あること。
- (2) 1年間の農産物の市内販売金額が、15万円以上あること。

※市外に居住している方でも(1)又は(2)に該当する場合は対象となります。

【支援内容】

- (1) 肥料・資材等購入費支援
1世帯 10万円
- (2) 農業用施設燃料費支援
燃料を使用している農業用施設1棟につき4万円。

【申請受付期間】

令和4年8月15日(月)から令和5年1月31日(火)まで

【申請方法】

西東京市内農業者物価高騰等対応支援金申請書に必要事項を記入の上、お申し込みください。窓口へ直接持参、または郵送(郵送の場合は令和5年1月31日消印有効)で受け付けます。

【振込スケジュール】

申請内容確認後、決定処理を行い、順次指定の口座へお振込みといたします。

申込み・問い合わせ先

西東京市生活文化スポーツ部産業振興課農業係
住所:〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号 田無第二庁舎5階
電話:042-420-2820

※お問い合わせの場合は、電話にてご連絡ください。

※なお、今回の宛名は生産物状況調査を送付している方を基に送付させていただいております。申請者につきましては各ご家庭で相談していただき、ご記入ください。振込先は申請者の名義となりますので、ご注意ください。